旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第２項の規定により公表します。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　旭川市立保育所給食賄材料納入業務

(2) 契約の概要

ア　業務内容

旭川市立保育所賄材料（パン製品）の納入

イ　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市緑町１６丁目

旭川市立近文保育所

電話　０１６６－５１－０３５２

２　契約を締結した年月日

令和８年４月１日

３　契約の相手方の氏名及び住所（法人その他団体にあっては名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(1) 旭川市台場２条５丁目５－２

社会福祉法人鷹栖共生会みらい　施設長　寺崎　純人

(2) 旭川市末広２条１３丁目６番１７号

社会福祉法人あかしあ労働福祉センター授産事業部　代表　森田　忍

４　契約金額

発注時の納入価格とする。

５　契約の相手方とした理由

(1) 旭川市内に拠点を有すること。

(2) 発注製品を指定する日時までに配達が可能であること。

(3) 少量の注文であっても迅速な対応が可能であること。

(4) 予定献立の変更時における対応が柔軟であること。

(5) 本市においては米粉パンによる米粉の消費拡大を推進しており、米粉パンの納入が可能であること。

6　その他

本業務は、本市の福祉行政において障害者の就労支援と社会自立の促進に資すことを目的として実施する。